

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成27年12月2日 09時10分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位176°350m付近 （概位 北緯34°27.9′ 東経133°44.0′）
事故の概要	引船せとふじは、台船US-1305をえい航して西進中、US-1305が灯浮標に衝突した。 US-1305は、左舷船首部に擦過傷を生じ、また、灯浮標は、 櫓が倒壊した。
事故調査の経過	平成28年1月8日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 せとふじ、19トン 155-184 広島、内海船舶有限会社（船舶借入人） B 台船 US-1305、総トン数不詳 なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷船首部に擦過傷 灯浮標 櫓が倒壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮流 西流約1ノット（kn）
事故の経過	A船は、空船のB船をA船の船尾にえい航索で繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、水島港内を西進した。 船長Aは、A船の船橋後方に設けられたえい航フックからB船の船首部までのえい航索を約75mとして、操舵輪の後方に立ち、手動操舵により5～6knの対地速力で西進中、A船が水島港上水島東方灯浮標（以下「東方灯浮標」という。）を左舷方に見て通過したので、B船も通過すると思い、船首方を見ていたところ、B船の左舷船首部が東方灯浮標に衝突した。
分析	A船引船列は、船長Aが、A船が東方灯浮標を左舷方に見て通過したので、B船も通過するものと思い、船尾方の見張りを行っていなかったことから、B船が東方灯浮標に向かっていることに気付かず航行し、B船が東方灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、水島港内を西進中、船長Aが船尾方の見

	張りを行っていなかったため、B船が東方灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 引船列の船長は、風潮流がある状況下、障害物の付近を通過する場合、被えい航物件の圧流状況を確認しながら操船を行うこと。